

西長沼ポケットパーク条例新旧対照表

旧	新								
<p>別表第2(第8条関係) 宣伝啓発室使用料</p> <table border="1" data-bbox="176 413 414 509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>10,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気、水道を使用する場合は、実費を徴収するものとする。 2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 	区分	使用料	月額	10,200円	<p>別表第2(第8条関係) 宣伝啓発室使用料</p> <table border="1" data-bbox="1176 413 1413 509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>10,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気、水道を使用する場合は、実費を徴収するものとする。 2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 	区分	使用料	月額	10,400円
区分	使用料								
月額	10,200円								
区分	使用料								
月額	10,400円								